

○大府市立中学校運動部活動指導者派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 体育・スポーツ振興事業として、専門的な技術指導力を備えた適切な指導者のいない運動部を有する市内の中学校に対し、大府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱した指導者を派遣することにより、技術の向上・運動部活動の効率化を図る。

（派遣の条件）

第2条 中学校における運動部で、専門的指導者がいないため、活動に際して学校長が健康管理・安全対策面で配慮に欠けると判断した運動部であること。

（派遣校の選定）

第3条 派遣校の決定に当たっては、派遣を希望する学校の中から実情等を勘案し、派遣効果が期待される学校を教育委員会が選定する。

（派遣者の条件）

第4条 派遣する指導者については、次の各号における条件を満たした者であること。

- (1) 当該運動種目の実技指導について堪能であり、かつ、安全指導のできる指導者であること。
- (2) 国公立諸学校教職員以外の指導者であること。
- (3) 当該運動部顧問の部活動管理・運営に協力できる指導者であること。

（部活動顧問）

第5条 部活動顧問は、指導者の指導中は部活動に参加すること。

（指導日）

第6条 指導日は、指導者と派遣校で協議のうえ決定すること。

（指導者への謝礼）

第7条 指導者への謝礼は、教育委員会が負担する。

（その他）

第8条 この事業を実施するに当たって必要な手続きについては、教員委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。